

○上越教育大学教務委員会教職大学院 1 年制プログラム履修審査 専門部会細則

(平成27年12月24日細則第22号)

最終改正 令和4年1月24日細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学教務委員会規程（平成16年規程第13号）第10条第2項の規定に基づき、上越教育大学教務委員会（以下「委員会」という。）の専門部会として、教職大学院1年制プログラム履修審査専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院1年制プログラム実施細則（平成27年細則第22号）第5条第1項に規定する審査を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げるコース（領域）（以下「コース等」という。）ごとに設けるものとする。

- (1) 教育実践高度化専攻学校教育実践研究コース（学校経営・学校心理領域）
- (2) 教育実践高度化専攻学校教育実践研究コース（学級経営・授業経営領域）
- (3) 教育実践高度化専攻教科教育・教科複合実践研究コース（自然科学領域）
- (4) 教育実践高度化専攻教科教育・教科複合実践研究コース（教科横断・総合学習領域）

2 専門部会は、当該コース等から選出された教授又は准教授3人（以下「委員」という。）をもって組織する。ただし、3人のうち1人は、教授をもって充てるものとする。

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、教務委員会委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 委員に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した当該コース等の教授又は准教授がその職務を代行する。

(事務の処理)

第7条 専門部会に関する事務は、教育支援課及び入試課が連携協力して処理する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第11号（平成30年8月17日））

この細則は、平成30年8月17日から施行する。

附 則（令和4年細則第2号（令和4年1月24日））

この細則は、令和4年4月1日から施行する。